



KOTO City in TOKYO  
スポーツと人情が熱いまち 江東区

# 国保だより

No.197 (令和3年10月発行)

江東区生活支援部医療保険課  
〒135-8383 江東区東陽4-11-28 ☎03-3647-9111(代表)  
区のホームページ <https://www.city.koto.lg.jp/>

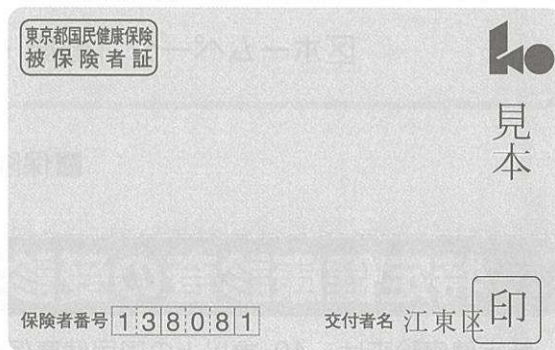
国保の加入者  
(令和3年8月31日現在)  
世帯数 67,230世帯  
被保険者数 93,485人

## 国民健康保険証が新しくなりました

令和3年10月に国民健康保険証の一斉更新を行いました。新しい保険証は、うぐいす色です。有効期限は令和5年9月30日ですが、次の方は有効期限が異なります。

- ① 後期高齢者医療制度該当予定者（75歳の誕生日の前日まで）
- ② 保険料を滞納している一部の方（令和4年3月31日まで）
- ③ 外国人の方で、令和5年9月30日より前に在留期間の満了する方（在留期間の満了日まで）

※ ①の方は75歳の誕生月の前月下旬に後期高齢者医療被保険者証をお送りします。

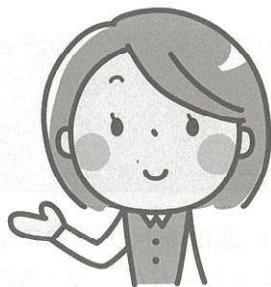


新しい保険証は、簡易書留（転送不要扱い）で郵送しました。  
保険証が届いていない場合は、資格賦課係までご連絡ください。

■ 資格賦課係 ☎03-3647-3167 ■

## 特別徴収（公的年金からのお支払い）について

下記①～⑤のすべての条件を満たす世帯の保険料は、世帯主の年金から引き落としされます。



- ① 世帯主（65歳～74歳）が国民健康保険に加入している
- ② 同じ世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳である（ただし世帯主が年度内に75歳に達する場合を除く）
- ③ 世帯主の公的年金受給額が年間18万円以上である
- ④ 世帯主の介護保険料が年金から徴収されている
- ⑤ 国民健康保険料と介護保険料の1回の支払額の合計が1回の年金受給額（主に老齢基礎年金の金額）の2分の1を超えない

\*「特別徴収」の対象となっているかについては、令和3年度国民健康保険料納入（変更）通知書でご確認ください。  
\*「特別徴収」の対象となっている方でも、年金引き落としを希望しない場合は、届出により「口座振替によるお支払い」に変更することができます（特別徴収が中止されるまでに2～4ヶ月かかります）。下記までご連絡ください。

■ 保険料係 ☎03-3647-3169 ■

## 人間ドック受診費用を助成

40歳以上の江東区国民健康保険に加入している方が特定健康診査の代わりに人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成します（上限8,000円）。令和3年度中に受診した分の申請期限は、令和4年3月31日（木）です。

助成要件や申請方法などの詳細は、区役所や出張所等にあるリーフレットまたは江東区ホームページにてご確認ください。下記までお問い合わせください。

■ 医療保健係 ☎03-3647-8516 ■

## 保険料のクレジットカードによるお支払いについて

令和3年12月1日から、スマートフォンで納付書のバーコードを読み取ってお支払いができる「モバイルレジクレジット」と、パソコンやスマートフォンで納付書に記載された納付番号等をウェブ上から入力することでお支払いができる「ネット de モバイルレジ」を開始します。お支払いはクレジットカード決済です。

なお、「Yahoo! 公金支払い」を利用したクレジットカードによるお支払いは、令和4年3月30日をもって終了いたします。

※窓口等でクレジットカードの使用はできません。納付金額に応じた手数料がかかります。

領収書は発行できません。(カード会社が発行する利用明細書でご確認ください。)

※詳しくはホームページをご覧ください

区ホームページ「健康・福祉」→「国民健康保険」→「保険料の納め方」

■保険料係 ☎03-3647-3169■

## 特定健康診査の受診は令和4年2月20日(日)まで

特定健康診査は、40歳以上の国民健康保険に加入している方を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見・予防を目的とした健診です。対象となる方には、6月中旬にみどり色の封筒で受診券シールなどのご案内を送付しています。受診券シールを紛失された方は、再発行できますので、下記までお問い合わせください。

健診は無料で受診できますので、積極的にご利用ください。

健診結果に基づき、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された方には、特定保健指導を実施します。保健指導も無料で利用できますので、ぜひご利用ください。(特定保健指導は、江東区が(株)日本サポートサービスに業務委託して実施します。)

■受診券シールの再発行について 江東区保健所健康づくり係 ☎03-3647-9487■

■特定保健指導について 医療保健係 ☎03-3647-8516■

## 新型コロナウイルス感染症にかかる 国民健康保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で減免の要件を満たす場合、申請により国民健康保険料が減額または免除になる可能性があります。減免の要件、金額の算出方法、申請方法等についての詳細は区ホームページや6月中旬にお送りした減免の案内をご覧ください。

■資格賦課係 ☎03-3647-8520■

## マイナンバーカードの保険証利用登録をすることでできること

- マイナンバーカードが保険証として順次利用できるようになります(事前の利用登録が必要です)。利用可能な医療機関等はこちらからご確認いただけます(厚生労働省HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))
- マイナンバーカードの保険証利用ができる医療機関を受診する際に、高齢受給者証や限度額適用認定証等の持参が不要になります。
- 令和2年度以降の健診結果をマイナポータルで閲覧できるようになります(令和3年10月までに運用開始予定)。

■マイナンバーカードの保険証利用についての外部サイト <https://myna.go.jp/>■

■マイナンバーカードについて マイナンバーカード総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178■